

1 計画の基本的事項

1.1 目的

この計画は、環境基本法第7条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

1.2 計画の期間

本改定は平成27（2015）年度を新たに始期と設定し、超長期的目標を見据えつつ、平成36（2024）年度を目標年次とします。
また、北区の環境に関わる社会情勢の変化に応じて、計画の中間見直しを実施する場合があります。



図1 北区環境基本計画2015の計画期間

1.3 計画の範囲

この計画の範囲は、地域から地球規模の環境を幅広い視野でとらえ、また、そのための人づくりも含みます。北区の環境を取り巻く背景の変化や国・東京都の動向を考慮し、次の事項を取り扱うこととします。

低炭素・循	地球温暖化対策、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及啓発、エネルギーの有効活用（スマートコミュニティ）、循環型社会の構築 等
自然共生	生物多様性の保全、自然や緑に関する学習機会や場所の増加、区民と自然が共生できる環境づくり 等
くらし・環境経	環境学習、エコアクション21の普及啓発（環境に優しい行動の定着、環境情報の開示等）、持続可能経営（環境への戦略的対応、組織体制の構築等）、環境負荷の抑制 等

図2 計画の範囲

1.4 計画の位置づけ

この計画は、東京都北区環境基本条例の趣旨を踏まえ、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。同条例では、環境の状況及び環境保全に関する施策の実施状況を報告することとしています（「北区の環境」を毎年度発行）。

計画の位置付けは以下に示すとおりであり、関連する法令や計画を反映し、これらと整合をとりながら、計画を推進していきます。また、北区として、環境方針の目指す「環境共生都市」の実現に向け、地球環境問題に率先して取り組みます。

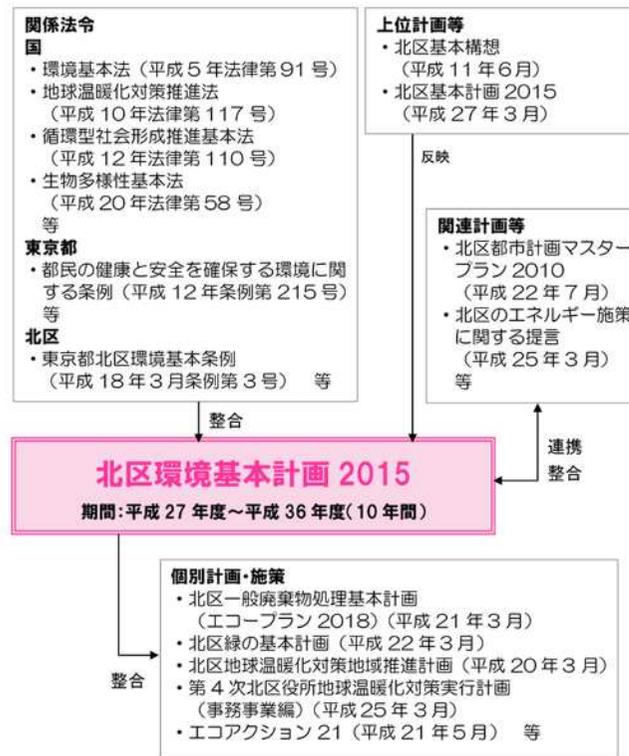
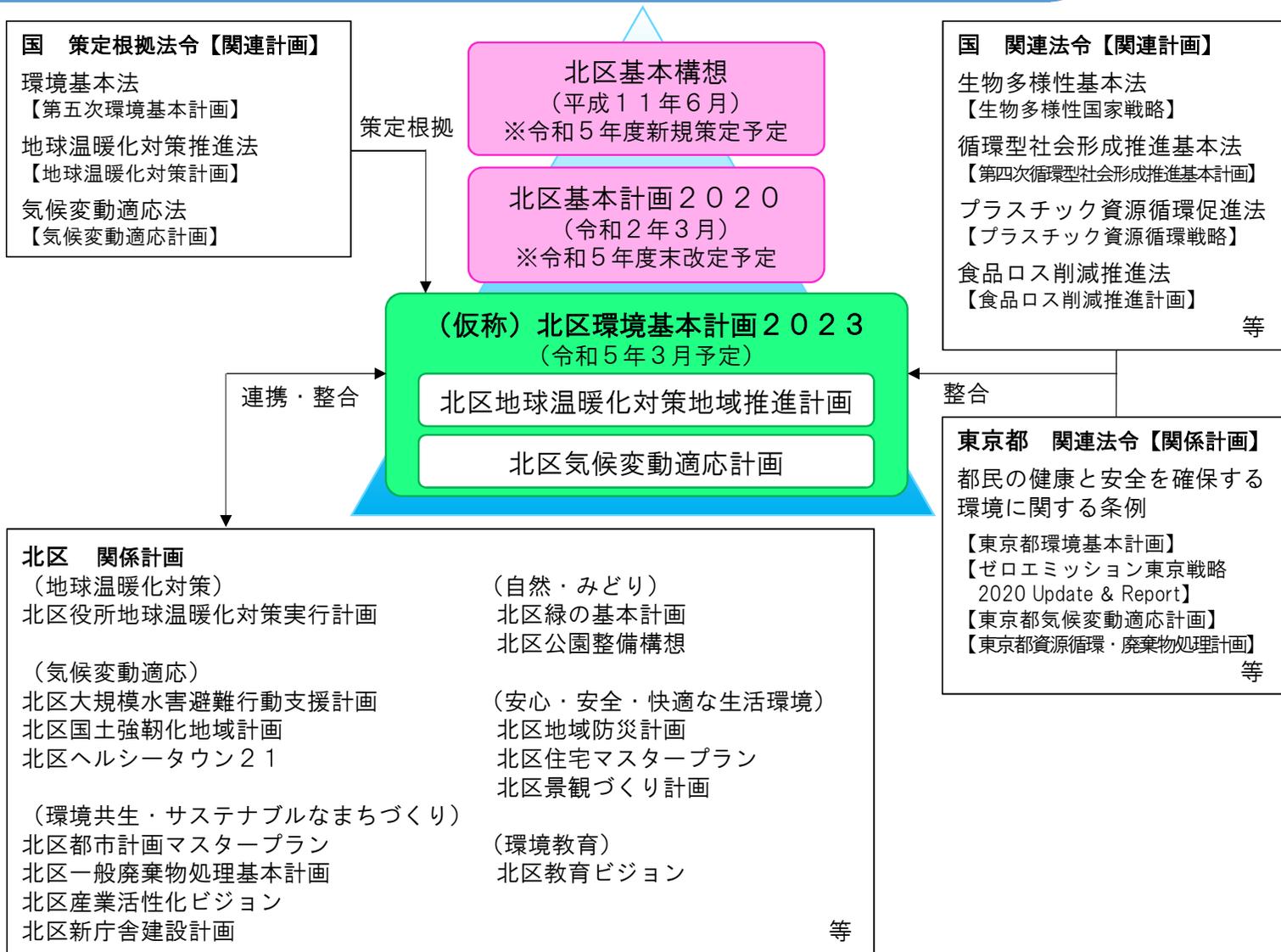


図1 『北区環境基本計画2015』の位置づけ

今回、計画終了年度である令和6年度を待たず、計画改定に着手。

また、「地球温暖化対策地域推進計画（既存）」と「地域気候変動適応計画（新規）」を、本計画に一体化させる形で改定を行う。



(改定方針より)
 環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、区の施策全体を環境面から支えるための計画とします。

基本構想、ほか各分野の計画における環境面を整理